

サンプル契約1 正誤表

条文	誤	正
第8条第2項本文	売主は、本契約締結日及び譲渡日において、「別紙：表明保証除外事項」に記載の事項を除き、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。	売主は、本契約締結日及び譲渡日において、「別紙 <u>1</u> ：表明保証除外事項」に記載の事項を除き、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
第12条第1項本文	売主は、譲渡日において、以下の各号に定める全ての事由を充足していること又は充足されていない条件の全てが <u>買主</u> により放棄されていることを条件として、第2章に定める売主の義務を履行する。	売主は、譲渡日において、以下の各号に定める全ての事由を充足していること又は充足されていない条件の全てが <u>売主</u> により放棄されていることを条件として、第2章に定める売主の義務を履行する。
第12条第2項本文	買主は、譲渡日において、以下の各号に定める全ての事由を充足していること又は充足されていない条件の全てが <u>売主</u> により放棄されていることを条件として、第2章に定める買主の義務を履行する。	買主は、譲渡日において、以下の各号に定める全ての事由を充足していること又は充足されていない条件の全てが <u>買主</u> により放棄されていることを条件として、第2章に定める買主の義務を履行する。
第15条第2項本文	保証債務の解除等：買主は、本件株式譲渡の譲渡日限り、本件株式譲渡の実行の時点に存在する経営者保証の全て（「別紙：経営者保証目録」記載のものを含むが、これに限られない。	保証債務の解除等：買主は、本件株式譲渡の譲渡日限り、本件株式譲渡の実行の時点に存在する経営者保証の全て（「別紙 <u>2</u> ：経営者保証目録」記載のものを含むが、これに限られない。
第16条	譲渡後の支援と処遇：売主は、本件株式譲渡の実行後、買主が対象会社の経営を行うにあたり、「別紙：処遇条件目録」記載の内容を骨子として別途定める条件に従い、買主に対して対象事業の引継ぎ及び経営における助言等の支援を行うものとする。	譲渡後の支援と処遇：売主は、本件株式譲渡の実行後、買主が対象会社の経営を行うにあたり、「別紙 <u>3</u> ：処遇条件目録」記載の内容を骨子として別途定める条件に従い、買主に対して対象事業の引継ぎ及び経営における助言等の支援を行うものとする。

条文	誤	正
第18条第1項	<p>売主及び買主は、故意又は過失により本契約に違反し、これにより相手方当事者又は対象会社に損害が発生した場合、譲渡日後●年間（但し、第14条第1項に定める義務に関しては同条同項に定める期間に限るものとし、また、第15条第2項違反に関しては期限を定めない。）に限り、相手方当事者又は対象会社に対して当該損害（第三者からの請求に基づくものを含み、また合理的な範囲での弁護士費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償する。但し、譲渡日後●年以内（但し、第14条第1項に定める義務に関しては同条同項に定める期間とする。）に損害賠償を請求した場合は、同期間経過後も損害賠償を受ける権利は存続する。また、損害等を被った当事者が認める場合には、損害を生じさせないための必要な措置をもってこれに代えることができる。</p>	<p>売主及び買主は、故意又は過失により本契約に違反し、これにより相手方当事者又は対象会社に損害が発生した場合、譲渡日後●年間（但し、第14条に定める義務に関しては同条に定める期間に限るものとし、また、第15条第2項違反に関しては期限を定めない。）に限り、相手方当事者又は対象会社に対して当該損害（第三者からの請求に基づくものを含み、また合理的な範囲での弁護士費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償する。但し、譲渡日後●年以内（但し、第14条に定める義務に関しては同条に定める期間とする。）に損害賠償を請求した場合は、同期間経過後も損害賠償を受ける権利は存続する。また、損害等を被った当事者が認める場合には、損害を生じさせないための必要な措置をもってこれに代えることができる。</p>
第20条第1項第1号	<p>開示を受けた時点で、受領者が<u>す</u>でに保有していた情報</p>	<p>開示を受けた時点で、受領者が<u>既</u>に保有していた情報</p>